



24955-2137
令和2年 2月14日

関係団体 各位

宮崎県森林経営課長
(公印省略)

「宮崎県水源地域保全条例」に係る事前届出制度の周知について（依頼）

立春の候 皆様におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本県森林・林業行政への御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県では、平成26年3月に施行された宮崎県水源地域保全条例に基づく水源地域内の土地取引に係る事前届出制度について、県庁ホームページへの掲載、リーフレットの配布などにより、制度の周知に努めてきたところです。

本制度では、水源地域内の土地所有者等に対し事前届出の義務を課すことから、制度の一層の周知が必要と考えております。

つきましては、「宮崎県水源地域保全条例」に係る事前届出制度のリーフレット等を送付いたしますので、貴団体におかれましても、制度の周知（リーフレット配布や貴団体ホームページへの掲載等）に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、不明な点などありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

【宮崎県水源地域保全条例に係る事前届出制度の概要】

- ①届出対象の土地 県指定水源地域内の、現況が森林で、地目が山林・原野・保安林・田又は畑である土地。ただし、農地法第2条第1項の農地は除く。
※ 県指定水源地域は、別紙のとおり
- ②届出対象の取引 贈与、売買、交換、地上権、地役権、使用貸借、賃貸借に関する契約（相続は対象となりません。）
- ③届出者 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売主等）
- ④届出期限 契約締結予定日の6週間前まで
- ⑤届出及び問合せ先 リーフレット最終ページ記載の最寄りの西臼杵支庁・各農林振興局等

担 当：森林計画担当 増田

T E L：0985-26-7159 F A X：0985-27-0987

E-mail：masuda-yoshio@pref.miyazaki.lg.jp